

昭和45年4月10日



# 秋穂町広報

No. 101

## 人口と世帯数

(4月1日現在)

人口	9498人
男	4523人
女	4975人
世帯数	2340世帯



↑ 完成をみた秋穂小学校校舎 ↓ 給食センター



## 秋穂小学校校舎及び

## 給食センター完成

昭和四十四年度事業として、昨年七月二十五日から、工事を始め約八ヶ月を要し、三月十日デラックスな三階建校舎(第一期工事)及び、給食センターは新学

給食センターが完成新校舎期より事業を始め、小・中  
には児童が一部引越し、明  
るい校舎で授業が始まりま  
学校児童生徒全員の給食が  
実施されます。

たばこは  
町内で  
買いましょう

昭和45年は

——時間を大切に——時間を守ろう——

約束に時間 集まりに時間 終わりに時間

スリー・タイムでいこう!

○ 「とじこんで保存しましょう」 ○

### 新しい秋穂町章きまる

町章の意義 周囲の丸は町民の団結と和を、中央は鳩の形で平和を表わし、三方の突出しで産業及びその発展躍進を意味するとともに秋穂町の「ア」を表現したもの  
 (昭和四十五年四月一日秋穂町告示第三号)



### 第一回定例町議会終る

四十五年度一般会計予算額、  
 三億五千式百四拾六万円

昭和四十五年度予算等の 議決された議案は次のと  
 議案が三月七日より二十日 おりです。  
 まで審議され全議案が、可 一、昭和四十四年度秋穂町  
 決成立しました。 一般会計補正予算(第四

45年度一般会計予算

歳 入		歳 出	
(千円)		(千円)	
款	金 額	款	金 額
1. 町 税	44.691	1. 議 会 費	5.674
2. 自動車取得税交付金	2.500	2. 総 務 費	43.305
3. 地方交付税	130.000	3. 民 生 費	28.240
4. 交通安全対策特別交付金	120	4. 衛 生 費	4.831
5. 分担金及び負担金	7.243	5. 農 林 水 産 業 費	61.641
6. 使用料及び手数料	990	6. 商 工 費	2.723
7. 国庫支出金	50.786	7. 土 木 費	40.959
8. 県 支 出 金	21.117	8. 消 防 費	1.654
9. 財 産 収 入	1.219	9. 教 育 費	134.045
10. 寄 附 金	1	10. 災 害 復 旧 費	22
11. 繰 入 金	24.500	11. 公 債 費	22.569
12. 繰 越 金	15.000	12. 予 備 費	6.797
13. 繰 収 入	2.093		
14. 町 債	52.200		
歳 入 合 計	352.460	歳 出 合 計	352.460

45年度国民健康保険特別会計予算

歳 入		歳 出	
(千円)		(千円)	
款	金 額	款	金 額
1. 国民健康保険税	23.893	1. 総 務 費	4.690
2. 一部負担金	1	2. 保 險 給 付 費	62.485
4. 使用料及び手数料	15	3. 保 健 設 費	1.275
5. 国庫支出金	44.550	5. 公 債 費	50
6. 県 支 出 金	77	6. 諸 支 出 金	12
9. 繰 入 金	1		
10. 繰 越 金	1		
11. 諸 収 入	352		
歳 入 合 計	68.890	歳 出 合 計	68.890

号)

二、昭和四十四年度秋穂町国民宿舎特別会計補正予算(第二号)

三、昭和四十四年度秋穂町交通災害共済事業特別会計補正予算(第一号)

四、昭和四十五年度秋穂町一般会計予算

五、昭和四十五年度秋穂町国民健康保険特別会計予

算

六、昭和四十五年度秋穂町国民宿舎特別会計予算

七、昭和四十五年度秋穂町交通災害共済事業特別会計予算

八、秋穂町国民年金印紙購入基金の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

九、秋穂町議会議員の報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

十、秋穂町報酬および費用弁償条例の一部を改正する条例

十一、秋穂町消防団条例の一部を改正する条例  
 十二、秋穂町児童手当支給条例  
 十三、秋穂町職員定数条例  
 十四、町長等の給与に関する条例の一部を改正する  
 十五、秋穂町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する  
 十六、秋穂町教育委員会教育長の給与及び勤務時間に関する条例の一部を改正する

# 四月六日～十五日 春の交通安全運動

「春の交通安全運動」がことしも全国いっせいに実施されます。ことしは、例年よりも時期が早く、四月六日から十五日までとなっています。

この運動は、昭和二十三年以来、毎年春と秋の二回実施され、今回は四十四回目に当たっています。山口県では、ことしの運動の重点に ①子どもと老人の交通安全の確保 ②正しい横断の励行と横断中の歩行者保護の徹底 ③飲酒運転の追放 ④自転車による



る事故の防止、の四つを取らあげています。交通事故をなくするためには、何よりも一人ひとりが正しい交通ルールを実行することがたいせつです。県下でことしも三月七日までに、千六百五十九件の交通事故が発生し五十九人の尊い生命が失われ、二千二百七人が傷ついています。万国博や行楽シーズンを迎え、どの道路の交通量も昨年を大きく上回るものと予想されます。四月は新入学のシーズン

です。登下校に慣れない子どもたちが危険にさらされている場面をよくみかけます。子どもは明日を担うわたしたちみんなの宝です。運転者も歩行者も、学校でも家庭でも、愛情をもって保護してやりましょう。

## 献血にご協力下さい

### 4月17日に町役場と

#### 町役場大海支所で実施します

四月十七日午前九時から正午まで町役場で、午後一時半から四時まで町役場大海支所で、それぞれ献血を行います。輸血用の血液が不足している折から、皆様方のご協力をお願い致します。尚献血は次の基準により行なわれています。

- ◎一回の採血量は200CCです。
- ◎満16才から65才迄の者
- ◎体重は男子45kg、女子40kg以上の者
- ◎低血圧(最高血圧100mm以下)でない者高血圧は差支えありません。
- ◎梅毒、黄だん、肝臓の病氣、その他伝染性の病氣にかかっていないこと献血にご協力下さる方で、献血手帳を持っておられる方は忘れずにご持参下さい。

## (交通安全)シリーズ

### 自転車のエチケット

最近、自転車による交通事故が非常に増えています。自転車は、自動車に比べて不安定ですから、自転車に乗る場合は特に注意しなければなりません。

①酒を飲んだら絶対に乗らない。

②夜間は必ず灯火をつける。

③ブレーキはいつも整備しておく。

④一列で左端をとる。⑤走らせることは大変危険です。必ず左端を一列で通るように必ず心掛けてください。

## 交通事故

### 巡回相談

県交通安全対策室では、出来るだけ多くの人が利用できるように、各地に相談日をもうけています。

この地方での相談日は次のとおりです。

## 労災保険の年度更新

従業員が、業務上のけがや病気をした時に補償を受ける労災保険は、毎年度ごとに報告をすることになっていますが、このための説明会が、次のとおりおこなわれます。

説明日 四月十七日  
時間 午前十時から十二時まで、建設業及び林業  
午後一時から三時まで  
一般業種  
場所 小郡町大正通  
小郡労働会館

## 図書

### の寄贈について

このたび町公民館図書室へ次のとおり図書の寄贈がありましたので、町民の皆様にお知らせしますと共に、ご厚志に対し厚くお礼を申し上げます。

- 天神町 松本 ツル殿 図書 93冊
- 中津江 中本キクノ殿 図書 22冊
- 中津江 山下 茂登殿 図書月刊二冊あて二ケ年間

場所 小郡町役場  
巡回日 毎週一回 火曜日  
時間 午前九時より十六時まで

# 高令者の皆さんに福音

## 保険料五年間納めて年額三万円の老令年金

明治三十九年四月二日から明治四十四年四月一日までの間に生まれた者(昭和三十六年四月一日において五十才をこえ、五十五才をこえない者、以下高令者といひます)は、昭和三十六年三月三十一日までに加入の申し出をした者を除き、国民年金に加入できませんでしたが、昨年暮れの国会で国民年金法の一部が改正され、高令者の皆さんも次に該当すれば申し出ることにより国民年金に加入できることになりました。

### ◎加入できる人

- (イ) 国民年金に加入したことがない高令者で、次に該当する人
- (ロ) 厚生年金や船員保険、共済組合などに加入していない人
- (ハ) 県議会や市町村議会の議員となっていない人
- (ニ) 恩給や老令(退職)年金、通算老令(退職)年金を受けていない人、及びこれらの年金を今後とも受けることが出来ない人

加入の申し出をされた月から毎月七百五十円の保険料を五年間だけ納めて六十才になったとき、又は保険料を五年間納めたとき六十五才以上であればそのときから本人や家族の所得に關係なく年額三万円(月額二千五百円)の老令年金が受けられます。年金額は一一般の老令年金より有利な方法で計算され、高額に決

められておりますのでこれを五年年金と云つておりま

す。当町では、この五年年金の対象となる期間に生れた人が約二百名で、そのうち七十余名の方々が申出をし加入されております。加入資格のある方でまだ申出をされていない方は、老後に備えこのチャンスを見逃すことなく、一日も早く印鑑を持って保険年金課で加入の申出をして下さい。

# 農薬残留に関する

## 安全使用基準決まる

農薬の安全な使い方については、日頃から注意されているところであり、最近農産物中に残留する農薬が、食品衛生の見地から問題になりました。厚生省では、昭和四十三年からりんご、ぶどう、きゅうり、トマトについて、その中に含まれているBHC、DDT、ひ素、鉛、パラチオンの許容量を告示し、これを越えたものの販売を禁止しましたが、さらにこのたび日本なし、なつみかん

、もも、ばれいしょ、ほうれんそう、いちご、日本茶の七作物と農薬アルドリンドイルドリン、エンドリンの三農薬についても追加し許容量を告示しました。そこで農林省では、これらの作物について、それぞれの農薬が許容量を越えて残留しないために、作物ごとに使われる農薬の散布時期、濃度、回数などを示した農薬安全使用基準を作りました。

この基準は、農作物の収穫前の農薬使用禁止期間や使用回数の制限などが主な内容となっておりますが、農薬の違いだけでなく同じ農薬でも、作物の品種や栽培方法によって使用禁止期間や使用回数の制限が、かなり違います。

また、全く使用していけない作物は、いちご、ほうれんそうおよび日本茶ですが、なつみかんは、樹幹に塗布することはよろしいが散布には使用してはいけません。また、日本なし、りんご、もも、ばれいしょは五回以内、キャベツは三回以内で、使用薬剤の散布濃度、散布量は、製品に表示してある基準を越えないようにするとともに農薬をくりかえして使用する場合は散布間隔は、七日以上が必要ですが、きゅうりは、三日以上とします。

以上、農薬残留許容量の設定に当って、農薬安全使用基準の概要について申しましたが、農産物に残留する農薬の慢性毒性は、国民全部の保健衛生に關係する重要な問題でありますのでその危害を防ぐため皆さんのご協力をお願いします。

### ◎社協だより

#### ◎善意銀行から御礼

次の方々から香奠返しに或は特別な善意のご寄贈を受けました。誠に有難く厚く御礼申し上げます。

- 一金参千円(故タケ)
- 西天田 福江 利夫
- 一金参千円(故ツネ)
- 花巻北 平田 育男
- 一金式千円(故久子)
- 上本町 田村幾太郎
- 一金式千円(故徳太郎)
- 黒海北 徳永 利文
- 一金式千円(故チヨ)
- 中野 内田 登
- 一金式千円(故隆一)
- 下村 江崎 一良
- 一金参千円(故トモ)
- 西天田 山内 啓輔
- 一金式千円(故圭子)
- 先青江 山本 篤彦
- 一金五千円(故兒玉キク)

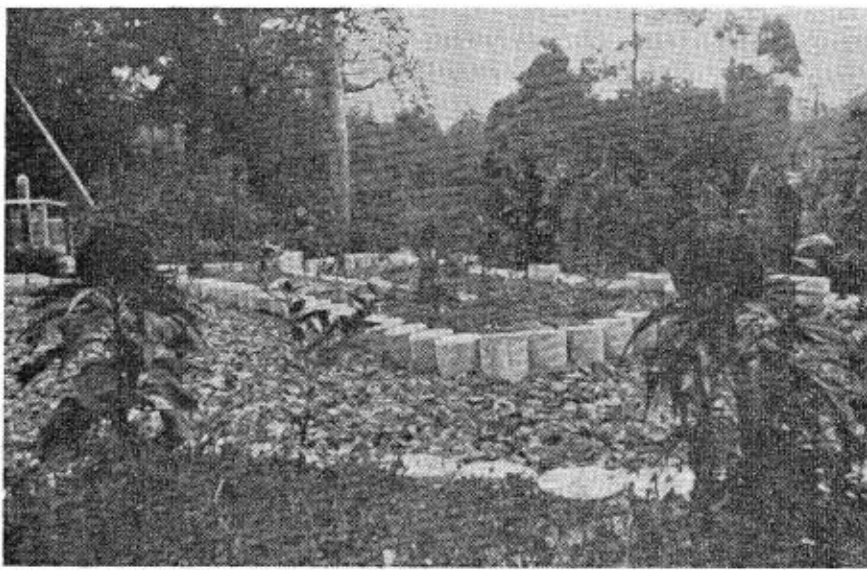
- 花巻北 平田 研
- 一金式千円(故鶴松)
- 黒海南 広谷 禎一
- 一金式千円(故ムツ)
- 宮ノ且 松村 保彦
- 一金参千円(故治郎)
- 東天田 福井 靖彦
- 一金参千円(故富一)
- 大河内 角村 ヨネ
- 一金参千円(故義雄)
- 赤崎 小野 英雄
- 一金式千円(故貞一)
- 東天田 原田 順市
- 一金式千円(故公枝)
- 中野 松田 茂
- 一金五百七拾円報償金を大河内北 浜崎喜四郎
- 一金参千円百円拾得報償金 秋中一年生 海農公宏
- 一金参千円(故太作)
- 中野 秋重 和民
- 一金式千円 火災出火御礼
- 本町 中川 寿夫
- 一金参千円 拾得報償金 山口市二島 藤原早月
- 一金式千円百円
- 浜中 砂田ハツエ
- 一金六千円
- 青少年補導指定山口県警 補導員
- 原田 吉郎
- 赤瀬ノブエ
- 三浦 誠
- 渡辺 公智
- 岡田 功
- 原田 昌一
- 一金五百九拾式円
- 黒海北 田中 忠孝
- 店内善意箱より
- 一金式千円 匿名
- 年未賞与の一部を
- 一体温計
- 黒海南 田中 梅治

# 花いっぱいで明るい郷土づくりを!

## 花は太陽の子です。心よい春の日ざしにさそわれて、春の花が目ざめました。さあ、みなさん町民あげて花いっぱい運動を盛りあげましょう。

花は太陽の子です。心よい春の日ざしにさそわれて、春の花が目ざめました。さあ、みなさん町民あげて花いっぱい運動を盛りあげましょう。

- ◎町公民館では花いっぱい運動のねらいとして
- (1) だれもがもっている美
- (2) 一人一人が花をつくり花を通じてゆたかな心を深めましょう。
- (3) 花をかこんで話しあいおたがいの生活をたのしいものにししましょう。
- (4) みんなで花をつくりあ



い、美しい住みよい郷土をつくりましょう。  
(5) 花づくりをとおして豊かな人間関係をつくりましょう。

### ◎春のたねまきは

普通彼岸からということになっていますが、戸外でタネをまくのは、桜の花が咲く頃が安全です。とくにサルビア、マツバボタン、ケイトウなどは四月中旬から五月頃がよくはえます。花だんづくり、一鉢つくりの春植草花の一覧は次のとおりです。

◎花の苗については町公民館で五月中旬頃あつせんします。

## 剣道教室へ

### 姿見の寄贈!

体力づくりの一環として青少年を対象に毎週火、水曜日に町公民館と大海分館で、それ／＼開設しております剣道教室に姿見が寄贈されましたので、皆様方にお知らせいたします。

- 一、寄贈された品名
- 姿見 二面
- 一、寄贈された人

- 祇園町 中村栄一殿
- 花香北 徳永武雄殿
- 黒潟北 杉山利文殿
- 中谷克美殿

花 名	花 色	草 丈	開花期
アゲラータム(かっこうあざみ)	ふじ青・白・桃	15~45cm	7~9月
金 連 花(ナスタチューム)	赤・黄橙	30~90cm	6~7月
ケ イ ト ウ	赤・黄・桃・しぼり	30~100cm	7~9月
コ キ ヤ(はなぼうき)	葉色は緑	30~50cm	7~10月
コ ス モ ス	白・赤・黄・桃	50~150cm	10月
コ リ ウ ス(錦じそ)	葉色は桃・赤・緑	50~90cm	7~8月
サ ル ビ ヤ	白・桃・赤・紫	80~90cm	8~10月
ト レ ニ ヤ	白・桃・紫	30cm	8~9月
日 ヲ 草	白・淡紅	30~90cm	7~8月
バ ー ベ ナ(美女桜)	白・桃・赤	30~60cm	7~10月
葉 牡 丹	葉色は白・桃・紅・紫	30~50cm	11~1月
百 日 草(ジニヤ)	白・桃・赤・黄	60~90cm	7~8月
フロックス・ドラモンティー	白・紅・紫	30cm	7~9月
ベチュニヤ(つくばね朝顔)	白・桃・赤・紫	30~60cm	5~9月
松 葉 牡 丹	桃・赤・黄・紫・橙	20~25cm	7~9月
マリーゴールド(万寿菊)	白・黄・橙	30~40cm	7~10月
アリッサム	白・紫・桃	10~20cm	4~9月

### 春植え球根

花 名	花 色	草 丈	開花期
カ ラ ー(海芋)	白・赤・黄・桃	30~80cm	6~7月
カ ン ナ	白・赤・桃・黄	60~150cm	6~11月
グラジオラス	いろいろ	50cm	7~11月
ジ ン ジャ	白・橙・黄	100~120cm	7~10月
水 蓮	白・赤・黄・紫	15~60cm	6~9月
タマスダレ	白・桃	15~30cm	8~9月
ダ リ ヤ	いろいろ	50~100cm	7~11月
ハ マ ユ ウ	白	50~90cm	7~9月



祇園町 中村健二殿  
黒潟南 国光時夫殿  
小 浜 鈴木源茂殿  
中 谷 博殿  
上村輝男殿

以上寄贈いたゞきました方々にあつくお礼を申し上げます。

### △俳句▽

公民館活動の一端として趣味的グループの育成に力をつけてきましたが、そのグループの一つに俳句の会(名称単山句会)が出来ましたのでその作品の一部をご紹介します。残月にもず一声の声さきり

暗 風 網舟 千代子

軒つらら障子に鋭き影宿し  
滝津瀬を抱きてつらら屏風かな キミ子  
梅一輪咲いて大気に春を呼ぶ さとし  
きはやかに田螺の跡や水ぬるむ きよし  
遠山のかすみ春のしのびあし ナツエ  
河霧のはれゆくあたり投

# 保安林のいろいろ

## 1. 災害防止から保健まで 保安林

それはたしかに地味でないものの薄い森林です。しかし、経済林と同様に、見方によってはそれ以上に社会や公共のためにつくられているのです。

林地を荒らさずに維持する保安林  
これは、ひいては林業経営の基盤を安定させることにもなるのです。

## (2) 水源を養うはたらき

△水源かん養保安林▽  
森林が茂っているところに雨が降ったとすれば雨はいったん枝葉に支えられて除々に滴り落ち、あるいは立木の幹を伝わって地表に達するので、直接、地表に雨が降る場合に比べて、地中に滲透する割合が著しく大きくなります。

しかも、林地が腐植質に富んだ土地である場合には、これが海綿のように水を含むことができるので、一層山地に貯えられる水量が多くなります。(その量は降水量全体の三五%になります。)これが、湧水となつて、だんだん流れ出るので、川の水量も一時に増すことなく、平均した流れ

## を保つようになります。

このような森林のはたらきを水源かん養機能といい、このはたらきを特に活用するために指定された保安林を水源かん養保安林といいます。

水源かん養のはたらきは、わが国のように山が多くしかも雨の降りかたが六月から九月に多く、二月から三月までは極めて少ないところでは、重要なはたらきをしませぬ。洪水を防ぎながら濁水に備えているわけです。森林のこのはたらきは巨大なダムのはたらきに似ていますが、森林のこのはたらきに見合うダムを作るとなれば、巨大な規模のも

## 2. 土砂の崩壊や流出を防止するはたらき

### △土砂流出防備保安林▽

△土砂崩壊防備保安林▽  
森林は、樹冠や枝葉で土地をおおい、また、表土を根によって固く縛りつけるので、雨水による侵蝕を防ぎ、土砂の崩壊や流出を防ぎとめるはたらきがあります。

このはたらきは、傾斜が急で地質や土壌がもろい土地、または特に雨が多い山にとつて必要です。もし、山岳地帯に被覆物―森林はもつとも安定した自然の被

## 覆物です―がなければ、風化作用と侵蝕作用は、ますます活発となり降雨ごとに山地の土壌が洗い流されて荒廃地となり、さらに悪化してゆくこととなります。

川に流れ出る土砂はダムを埋め、さらに下流に堆積して、洪水の被害を大きくします。また、流出する土砂は、だんだん河床を高くし、ついには天井川にしてしまう場合もあります。そこに洪水があれば、その被害は非常に大きなものとなります。

## 3. 飛砂をおさえるはたらき

### △飛砂防備保安林▽

海岸の砂は、風が吹くたびに内陸へ吹きつけて、耕地を埋め、家屋にまで吹きこむ、などの被害を与えます。この作用は緩慢な場合でも、不断に行なわれるので大きな被害をもたらします。

## この飛砂をおさえ、後方を安全に保護するには、現在のところ、海岸の砂地を森林で被覆する以外に方法はありませぬ。

## 4. 防風・防潮のはたらき

### △防風保安林▽

△防潮防備保安林▽  
森林がついたてのようない役目をして、防風のはたらきをするのは明らかです。このはたらきは、樹高の二〇倍―二五倍程度までの区域に及びます。

塩分を含む風、すなわち海水の水滴を含む風を、森林によってさえぎり、その

## 塩分を濃過しようとする場合に、その森林を防潮防備林(または防潮林)とい

ます。この場合には、防風林と防潮防備林とのはたらきは、ほとんど同じと考えてもよいのですが、防潮防備林には、津波や高潮を防ぐために設けられるものもあります。この場合には、幹が強い樹木でなければなりません。

## 5. 雪害を防止するはたらき

### △防雪保安林▽

△なだれ防止保安林▽  
森林で防ごうとする雪の害には、なだれと吹雪の害があります。

## なだれは、急傾斜地の山腹を、多量の雪が猛烈な勢いですべり落ちて、恐ろしい危害を人家などに与えます。なだれを防ぐための森

## 林のはたらきは、なだれの原因となる雪庇を作らないようにすること、雪がすべりだしたものの勢いを弱め

または方向を変えて無害のところへ導くようにすることなどです。

## また吹雪に対しては、森林によって風の速度を弱め、吹雪のおこるのをとめ、また風上から運ばれてきた吹雪を、その前後のところ

で吹きたまらせるはたらきをしませぬ。鉄道防雪林が代表的なものといえます。

## 6. 保健・風致維持のはたらき

### △保健保安林▽

△風致保安林▽  
森林は、不潔な空気を濃過して清浄にし、湿地を乾燥して病原菌の発生などを少なくします。また、林内の

## 空気はオゾンに富み、高山および海岸の林は結核の治療などに効果があるといわれています。

さらに、森林は風致をよくして、精神的な休養の場所をあたえ、国民の保健、レクリエーションに役立つことが少なくありません。最近における人口の都市集中と大気の汚染などの公害問題、市民の精神的休養の必要などから、注目をあびています。

## 以上のほかに、森林法で定められている保安林には、つぎのようなものがあります。

水害防備保安林。干害防備保安林。防霧保安林。落石防止保安林。防火保安林。魚つき保安林。航空目標保安林。

大きい氷害では1平方キロメートル(100町歩)の山から、1秒間に20立方メートルの水が流出します。そして、時には1平方キロメートルあたり5立方メートルの土砂が流出することもあるのです。この量はトラック2万台分に相当します。

